

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和元年6月5日(水)午後1時26分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

3番	山本喜八郎
4番	中西義晴
5番	吉川敏彦
6番	上田幸子
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	小寺均
10番	西村裕
11番	南和弘
12番	松村敏彦
13番	林勉
14番	田口洋輔
15番	曾束竹司
16番	南秀和
17番	内田孝司
18番	小森保豊
19番	茨木清
20番	林吉一

4. 欠席委員

1番	藪内義成
2番	村田正己

(事務局長)

それでは、ご案内をしておりました時間よりも若干早いですが、みなさんお揃いになりましたので、早速始めさせていただきたいと思っております。令和元年第6回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。

なお、本日は藪内委員と村田委員から欠席届けをいただいておりますのでご報告いたします。それでは、本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 総会審議案件に係る現地調査の取扱いの一部改正について
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定） 2件
- 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について（4条届出） 1件
- 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に係る取消し願について（取消し願（5条届出）） 1件
- 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条届出） 1件
- 農業用施設（農地法施行規則第29条第1号）の建築届出について（農業用施設） 1件

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。13番の林勉委員、14番の田口委員でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

(会長)

それではまず、議案第1号総会審議案件に係る現地調査の取扱いの一部改正についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる5月27日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 藪内委員 |
| 3番 | 山本委員 |
| 7番 | 田中会長 |
| 12番 | 松村委員 |
| 16番 | 南秀和委員 |
| 17番 | 内田孝司委員 |

事務局2名により実施しております。

それでは、議案第1号につきまして議案書1ページをご覧ください。総会審議案件に係る現地調査の取扱いの一部改正についてでございます。こちらの案件につきましては、5月の全員協議会のほうでも協議いただいた内容でございます。この1ページ下でございます提案理由でございますけれども、毎月25日に実施している総会審議案件に係る現地調査につきましては、近年調査件数が増加傾向にあり、調査の長時間化や1件に対する調査時間を短くせざるを得ない状況が生じているというところでございます。このため、効率的かつ効果的な調査となるよう調査すべき案件の絞り込みを行い、1件に対する十分な調査時間を確保することができるよう、取扱いを改正するものである、ということでございます。具体的に改正する内容につきましては、次の2ページをご覧ください。

上に書いていますのが現行、その下に書いてありますのが改正案でございます。現在、現地調査に関しまして、毎月25日に実施しております、現地調査委

(事務局)

員 6 名で、輪番制で実施していただいております。今のところ、現地調査の対象といたしましては、全ての総会審議案件を見ていただいております。今のところでございますが、今回の改正案でございますが、この調査実施日であったり調査委員名には変更はございませんけれども、調査対象のところ、太字下線部のところを改正してはどうかという提案でございます。現地調査対象につきましては、全ての総会審議案件なんですけれども、ただし、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について、利用権設定でありますとか、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について、農地中間管理権でありますとか、農用地利用配分計画案に関する意見について、農用地利用配分計画、これらの農地の貸し借りの案件については、新規設定のみを現地調査の対象として、再設定に関しては原則現地調査は実施しないと、取扱いを変更するという案でございます。下の米印にございまして、現地調査委員さんにつきましては、再設定の案件について、毎月 25 日の現地調査日に事務局が撮影した写真により机上で確認することといたします。その写真で問題があると認められるような場合につきましては、再設定の案件につきましても農地の現地調査を行うという取扱いにすべきではないかというところでございます。この取扱いについては本日、令和元年 6 月 5 日から施行するというものでございます。このような取扱いに変更して良いかどうかにつきまして、ご審議をしていただきたいと思いますので、それでは、会長よろしく願いいたします。

(会長)

ただ今、議案第 1 号の説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

かねてから、協議会のほうでもすでにご承知の案件でございます。何かご意見ご質問よろしいですか。

(会長)

それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。それでは採決に入ります。議案第1号について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それでは受付番号41について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号受付番号41につきましては議案書3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日2件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第2号受付番号41の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまます。よろしくをお願いいたします。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号41の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。それでは特に、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号41について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは、続きまして受付番号42について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号受付番号42につきましては議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第2号受付番号42の案件につきまして、現地調査をしましたところ、報告させていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われます。よろしくをお願いいたします。

(会長)

はい、ご苦労様でした。ただ今、議案第2号受付番号42の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは特に、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号42について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで、本日の審議案件は全て終わります。これより報告に入ります。

まず、報告第1号受付番号1農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、事務局より報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号1につきまして議案書5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真3ページをご覧ください。この3ページの写真を見ていただいたらわかりますとおり、すでに建物が建っておりまして、ガレージとして利用されているような案件でございます。このような利用をされておったところですね、地目がまだ田んぼのままやということがわかったということで、地目変更をしたいというような申し出が事務局のほうにありました。この案件につきましては、農地転用の手続きなくこのような利用をされておったという案件でございましたので、顛末書を提出いただいた上で4条の届出を出していただいた次第でございます。こちらの議案書右側の備考欄にございますとおり、現在の建物を解体しまして、自家用の車を3台駐車するというような計画でございます。本件につきましては、この専決年月日にございますとおり、令和元年5月20日付で会長専決をさせていただいたことを申し添えておきます。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今事務局より、報告第1号受付番号1につきまして報告がございましたけども、今事務局から説明が

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

報告第3号受付番号3につきましては、令和元年5月20日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第2号受付番号1と報告第3号受付番号3の報告が合わせてございました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは特に、意見ご質問もないようでございますので、次の報告案件に移ります。

報告第4号受付番号3農業用施設の建築届出につきまして、事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第4号受付番号3につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件につきましては、専決年月日が4月22日となっておりまして、4月の19日までが5月の総会報告分となっておりますので、6月の報告となった次第でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

本件につきましては、平成31年4月22日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第4号受付番号3の報告がありました。この件につきまして、何かご意見ご質問ございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないよう
でございますので、これで、本日予定をしておりました
審議と報告は全て終わります。

午後1時44分 終了